

○高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

平成 27 年 12 月 28 日

条例第 37 号

改正 平成 28 年 7 月 4 日 条例第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の

個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第25号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

(平28条例25・一部改正)

機関	事務
1 市長	高浜市障害者扶助料支給条例(昭和48年高浜市条例第12号)による障害者扶助料の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	高浜市遺児手当支給条例(昭和49年高浜市条例第14号)による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当に愛知県が加算して支給する手当の支給に関する事務であ

	って規則で定めるもの
4 市長	高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和53年高浜市条例第32号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

（平28条例25・一部改正）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	高浜市障害者扶助料支給条例による障害者扶助料の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	高浜市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当に愛知県が加算して支給する手当の支給に関する事務で	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37

	あつて規則で定めるもの	号)にいう知的障害者に関する情報であつて規則で定めるもの
		地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		住民票関係情報であつて規則で定めるもの
4 市長	高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		住民票関係情報であつて規則で定めるもの
5 市長	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		住民票関係情報であつて規則で定めるもの